

議案第65号

二宮町税条例等の一部を別紙のように改正する。

令和元年9月6日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

地方税法の改正に伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町税条例等の一部を改正する条例

(二宮町税条例の一部改正)

第1条 二宮町税条例(昭和50年二宮町条例第15号)の一部を次のように改正する。

附則第13項中「第12条第24項」を「第12条第19項」に改める。

附則第14項中「第7条第11項」を「第7条第13項」に、「第12条第24項」を「第12条第19項」に改め、同項第5号中「施行規則第7条第11項」を「施行規則附則第7条第13項」に改める。

附則第15項第4号中「第15条第32項第1号イ」を「第15条第33項第1号イ」に改め、同項第5号中「第15条第32項第1号ロ」を「第15条第33項第1号ロ」に改め、同項第6号中「第15条第32項第1号ハ」を「第15条第33項第1号ハ」に改め、同項第7号中「第15条第32項第1号ニ」を「第15条第33項第1号ニ」に改め、同項第8号中「第15条第32項第1号ホ」を「第15条第33項第1号ホ」に改め、同項第9号中「第15条第32項第2号イ」を「第15条第33項第2号イ」に改め、同項第10号中「第15条第32項第2号ロ」を「第15条第33項第2号ロ」に改め、同項第11号中「第15条第32項第3号イ」を「第15条第33項第3号イ」に改め、同項第12号中「第15条第32項第3号ロ」を「第15条第33項第3号ロ」に改め、同項第13号中「第15条第32項第3号ハ」を「第15条第33項第3号ハ」に改める。

(二宮町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 二宮町税条例の一部を改正する条例(平成31年二宮町条例第14号)の一部を次のように改正する。

附則第23項から第29項までの改正規定を次のように改める。

(環境性能割の非課税)

23 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に規定する3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この項において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第30項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(環境性能割の賦課徴収の特例)

24 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第6条から第8条の規定にかかわらず、神奈川県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行うものとする。

(環境性能割の課税免除の特例)

25 町長は、当分の間、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相

当するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、環境性能割を課さない。

(環境性能割の減免の特例)

26 町長は、当分の間、第26条の4の規定にかかわらず、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、環境性能割を減免する。

(環境性能割の申告納付の特例)

27 第26条の3の規定による申告納付については、当分の間、同条中「町長」とあるのは、「神奈川県知事」とする。

(環境性能割の税率の特例)

28 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第26条の2の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

29 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第26条の2第3号の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

30 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第26条の2（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

(環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

31 町は、神奈川県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として神奈川県に交付する。

附 則

(施行期日)

1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和元年10月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

2 改正後の二宮町税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(議案第65号) 二宮町税条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条関係</p> <p>附 則</p> <p>1～12 (略)</p> <p>(耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>13 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から三月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報</p>	<p>第1条関係</p> <p>附 則</p> <p>1～12 (略)</p> <p>(耐震基準適合住宅に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>13 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から三月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報</p>

改正後	改正前
<p>告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) (略)</p> <p>(固定資産税の課税標準の特例)</p>	<p>告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 施行規則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) (略)</p> <p>(固定資産税の課税標準の特例)</p>
<p>15 法附則第15条第2項等に規定する条例で定める割合は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 法附則第15条第33項第1号イに規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(5) 法附則第15条第33項第1号ロに規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(6) 法附則第15条第33項第1号ハに規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(7) 法附則第15条第33項第1号ニに規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(8) 法附則第15条第33項第1号ホに規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>15 法附則第15条第2項等に規定する条例で定める割合は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 法附則第15条第32項第1号イに規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(5) 法附則第15条第32項第1号ロに規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(6) 法附則第15条第32項第1号ハに規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(7) 法附則第15条第32項第1号ニに規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>(8) 法附則第15条第32項第1号ホに規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p>

改正後	改正前
<p>(9) 法附則第15条第33項第2号イに規定する条例で定める割合は、12分の7とする。</p> <p>(10) 法附則第15条第33項第2号ロに規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>(11) 法附則第15条第33項第3号イに規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(12) 法附則第15条第33項第3号ロに規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(13) 法附則第15条第33項第3号ハに規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(14)～(17) (略)</p> <p>16～22 (略)</p>	<p>(9) 法附則第15条第32項第2号イに規定する条例で定める割合は、12分の7とする。</p> <p>(10) 法附則第15条第32項第2号ロに規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>(11) 法附則第15条第32項第3号イに規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(12) 法附則第15条第32項第3号ロに規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(13) 法附則第15条第32項第3号ハに規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>(14)～(17) (略)</p> <p>16～22 (略)</p>

(議案第65号) 二宮町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>第2条関係</p> <p><u>(環境性能割の非課税)</u></p> <p>23 <u>法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に規定する3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この項において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日まで(附則第30項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、軽自動車税の環境性能割を課さない。</u></p> <p>(環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>24 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第6条から第8条の規定にかかわらず、神奈川県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行うものとする。</p> <p>(環境性能割の課税免除の特例)</p> <p>25 町長は、当分の間、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、環境性能割を課さない。</p> <p>(環境性能割の減免の特例)</p> <p>26 町長は、当分の間、第26条の4の規定にかかわらず、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、環境性能割を減免する。</p> <p>(環境性能割の申告納付の特例)</p> <p>27 第26条の3の規定による申告納付については、当分の間、同条中「町長」とあるのは、「神奈川県知事」とする。</p>	<p>第2条関係</p> <p>(環境性能割の賦課徴収の特例)</p> <p>23 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第6条から第8条の規定にかかわらず、神奈川県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行うものとする。</p> <p>(環境性能割の課税免除の特例)</p> <p>24 町長は、当分の間、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、環境性能割を課さない。</p> <p>(環境性能割の減免の特例)</p> <p>25 町長は、当分の間、第26条の4の規定にかかわらず、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、環境性能割を減免する。</p> <p>(環境性能割の申告納付の特例)</p> <p>26 第26条の3の規定による申告納付については、当分の間、同条中「町長」とあるのは、「神奈川県知事」とする。</p>

改正後	改正前																		
<p>(環境性能割の税率の特例)</p> <p>28 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第26条の2の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="129 427 1102 635"> <tr> <td>第1号</td> <td>100分の1</td> <td>100分の0.5</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>100分の2</td> <td>100分の1</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>100分の3</td> <td>100分の2</td> </tr> </table> <p>29 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第26条の2第3号の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</p> <p>30 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第26条の2（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が<u>特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。</u></p> <p>(環境性能割に係る徴収取扱費の交付)</p> <p>31 町は、神奈川県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として神奈川県に交付する。</p>	第1号	100分の1	100分の0.5	第2号	100分の2	100分の1	第3号	100分の3	100分の2	<p>(環境性能割の税率の特例)</p> <p>27 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第26条の2の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" data-bbox="1137 427 2110 635"> <tr> <td>第1号</td> <td>100分の1</td> <td>100分の0.5</td> </tr> <tr> <td>第2号</td> <td>100分の2</td> <td>100分の1</td> </tr> <tr> <td>第3号</td> <td>100分の3</td> <td>100分の2</td> </tr> </table> <p>28 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第26条の2第3号の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</p> <p>(環境性能割に係る徴収取扱費の交付)</p> <p>29 町は、神奈川県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として神奈川県に交付する。</p>	第1号	100分の1	100分の0.5	第2号	100分の2	100分の1	第3号	100分の3	100分の2
第1号	100分の1	100分の0.5																	
第2号	100分の2	100分の1																	
第3号	100分の3	100分の2																	
第1号	100分の1	100分の0.5																	
第2号	100分の2	100分の1																	
第3号	100分の3	100分の2																	